

議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和元年9月30日（月）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長	
傍聴者	なし	
開会	午前10時23分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
1. 開会	田中委員長	<p>*起立、礼</p> <p>議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。</p> <p>今日は、12時半に終わることを目途にする。早く終わるかもしれない。</p> <p>議長、あいさつをお願いしたい。</p>
2. あいさつ	足立議長	省略して進めてほしい。
3. 協議事項 (1) 費用弁償・交通費等について	田中委員長	<p>今日の議題は、前回9月3日に本特別委員会を行って、その時に結論を出した課題は一つあるが、引き続きで、費用弁償・交通費の支給対象となる活動範囲について、この問題と、議会の放送・議会報告会について、最後に私のほうから新しい提案を付けている。大きな柱としては、この3つでいきたい。</p> <p>最初に、費用弁償・交通費の支給対象となる活動範囲について、始めに作ったこの私の文書では、「活動の範囲」を「議員活動の範囲」としていた。しかし、正確さを欠くと思うことがあり、議会活動や議員活動という、我々に公費が支給されているものについての、基本的な考え方の整理をして、取り掛かったほうがいいと思った。</p> <p>最初に局長から、今の費用弁償とか日当とかいうものの、役場職員、議員も含めて公務員に対する費用弁償等々、基本的な考え方についてレクチャーをしてもらいたい。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>私の頭の中にある範囲での話になる。ここに「費用弁償」「交通費」と書かれているが、「費用弁償」というのは、職員にしても議員にしてもそうだが、ある公務目的のために自宅から役場までとか、役場から目的地まで移動する、旅行するのにかかる交通費と移動に伴う雑費、日当といっているがそういうものを含めて、費用弁償といっている。</p> <p>交通費は、公共交通機関を利用すれば、それに係るJRの運賃、特急料金、指定席、バスを利用すればバス賃、飛行機を利用すれば</p>

		<p>航空券代などの費用である。日当は、出張する際に、例えば事務所と連絡を取るための電話代など、諸々の雑費を日当とっている。費用弁償は、その性格上かかった実費を弁償するものであるが、日当の場合は、雑費について常識的な範囲である一定の金額を1日につきいくらかという形で決めているのが実情だ。職員の場合は、1日につき2200円、議員や町長などの特別職の場合は、2600円となっている。岩美町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の中に、費用弁償2600円が規定されている。</p> <p>前回、副議長からJRの鳥取駅からスーパーはくとで大阪へ行くときに、鳥取駅まで自家用車で行けば車を止める場所が必要で、駐車料金は見てもらえないのかという話があった。この部分は、基本的には雑費、つまり日当で賄うべきものだと私は理解している。昼食をとったり、東京に行ってからちょこちょこ地下鉄に乗ったりすることもあるが、基本的には雑費で賄うことになると解釈している。</p> <p>前日も申し上げたが、議員にこのような公費が支給されるためには、条例に定められていないといけないし、あくまでも公務として認められた用務でなければいけない。</p> <p>この公務というのは、法的に正式な会議を開いたときと、議員派遣という形で、「何々議員さん、何々業務で何処何処に行ってください」と、議会の議決を得たものが公務として認められる。</p> <p>先ほど委員長が「議員活動の範囲と書いていたが正確性に欠ける」と言われたのは、その部分だろうと思う。議員にはさまざまな活動があって、議員として調査してくることがあっても、議会で議決した調査であれば議会活動として公務とみなされるが、自分の判断だけで調査に行かれた場合は、それは議員個人の活動であって議会活動ではないということで、公務とはみなされない。</p> <p>とりあえず以上で、疑問があればまた伺う。</p>
	田中委員長	今の局長の説明で、訊ねたいことがあれば伺う。杉村委員。
	杉村委員	日当について、職員の場合2200円、議員2600円だ。例えば、本日のように10時から12時半という時間の用務の場合、1日日当ではなくて半日当という気もする。職員の場合、鳥取市に午前中の会議とか午後の会議だと、2200円の半分の1100円ということになるが、議員の場合は、半日で終わろうが1時間で終わろうが1日日当2600円が支給されていると思うが、そこはどういう規定になっているのか。
	鈴木議会事務局長	先ほど言ったように公費の支給は条例に基づいて支給することになっている。今、杉村委員が言われたことについても条例に規定されている。「議員が公務のため旅行するときは旅費を支給する」とあるし、「議員が議会（議会の委員会、議会の運営委員会、議会の全員協議会を含む。）の招集に応じ、会議に出席したときは、その住所区域から会議開催場所に至る間について、実費額を支給する。この場合においてその出席日数に応じ1日につき2600円を支給する。」とあって、1日につき2600円となっている。

		<p>職員の場合、別の条例になるが県内の旅行の場合は日当がつかない。県外でも東側は概ね100キロを目安に、豊岡までは日当がつかない規定になっている。</p> <p>この前、参考までに八頭町議会の規定を示したが、八頭町は宿泊を伴わない場合は日当がつかない規定になっている。条例の合理性が保たれているかという問題はあるが、あくまでもその町の条例の規定に基づいて支給することになる。</p>
	杉村委員	<p>ということは、この条例ができた時の経緯を私は知らないが、数時間や1時間くらいで終わる会議で、2600円の日当が町民に支持されないと各議員が考えた場合は、条例を変える選択肢もあると考えていいか。</p>
	田中委員長	<p>費用弁償を条例でどのように定めるかだ。費用弁償を定めなければ支給できない。支給しないということであれば条例から落とすことになる。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>費用弁償については、議員の権利として認められているので、条例に定めがないとすると、議員の権利をはく奪することになってしまうので、それは違法になってしまう可能性がある。</p> <p>条例は支給のルールを定めるもので、八頭町のように宿泊を伴わない旅行の場合は日当を支給しないという条例の規定はあり得る。</p>
	田中委員長	<p>議決したものについて、交通費と日当を含めたものを費用弁償という名目で支給しているということか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>そうだ。</p>
	田中委員長	<p>この間も、議長から交通費のことについて提起があった。交通費については、議会の活動として議会で議決した範囲でしか支給されていない。これを広げようということ。</p> <p>前回、会津若松市の一枚もの「議員の公的支援と公務性からみた・・・」というイメージ図があった。先ほど局長の説明にあった議会で議決されたものに限るという部分は、この領域Aという部分だ。本会議や委員会等の正規の出席は当然だけれど、そのほかには、議会で議員派遣の手続きをした範囲が公的支給の対象である。</p> <p>いかに公務性があっても、議会の用務として動く場合であっても、手続きをしていなければ交通費が支給されていない。それは不合理ではないかと、ここを広げようということだ。費用弁償は別に考えるとして、交通費について考えたい。</p> <p>議長から改めて、交通費について述べてほしい。</p>
	足立議長	<p>他団体、他町村、各課から出席要請があって、出席することがあるが、交通費の支給なしで何も不都合がなければいい。交通費という形が適切かどうかは別として、移動手段や移動方法の問題もあると思う。もう少し何らかの手当てが必要ではないかと思う。皆さんがどう思われるかだ。</p>
	田中委員長	<p>杉村委員。</p>
	杉村委員	<p>今、委員長から範囲を拡大するような話があった。そのことは、ほかの議会では例えば、岩美町にはないけれど政務調査費とかで対</p>

		応すべき内容ではないかと思う。
	田中委員長	政務調査費の趣旨について、局長から説明を願う。
	鈴木議会事務局長	<p>議員はさまざまな活動をしている。議長が言われるように、いろいろな団体から招待を受けて出席されるのも議員の活動である。</p> <p>議員の活動の中でも、議会の招集や議会の指示に基づいて動くものについては、議会の活動として、公務として認められ、それについては法律に基づいて費用弁償される。</p> <p>それ以外の部分で議員がいろいろと動くけれど、その費用を誰がどのように負担するかということだと思う。例えば、町が委員会や審議会を持っていて、そのメンバーとして招集されることがある。その場合は、町執行部が費用弁償、交通費を支給しているはずだ。</p> <p>それ以外に地元の会合に呼ばれることもあるが、それは自己負担だろうと思う。それは、公務ではない活動だけれど、議会の中で発言するためにいろいろな情報を収集しないといけないので、議員としての調査研究のために活動していると思う。その部分について政務活動費として、これは費用弁償ということではなくて、そういうものに係る実費を補助するという、補助金的な性格で政務活動費を支給するものである。これも、条例でどういう活動に対してどういう経費を見るかを決めて、支給するというものだ。</p> <p>政務活動費を支給している議会の条例を見ると、政党の活動には政務活動費は支給できないと規定している。もし、岩美町で政務活動費を支給するとすれば、その辺りをきちんと条例で定めなければいけない。</p>
	柳委員（副議長）	<p>議長が言われたのは、政務活動費の範囲の調査研究ではなくて、出席要請が来たものに対して、出席しないならしないでもいいという話にはならないので、その出席について交通費をどういう手法で手当てができるかを議論するべきだ。調査研究とか政務活動ということではない。議員であるが故に書面で来る出席要請に対して、交通費の費用弁償をどう考えるかということだ。</p>
	田中委員長	<p>政務活動費で対応すべきものという意見があったので、政務活動費はどのような性格のものかを説明してもらった。</p> <p>今、副議長が言われたとおりで、議員として、岩美町議会の代表としてとか、岩美町議会の議員として出席してほしいとか、いろいろな場合があると思うが、それに応じて行動する場合の交通費をどう仕分けるかだ。</p> <p>政務活動費は、個々の議員の議員活動として、局長の言葉で言えばそこに補助金的に支援するということだ。それは、出席要請に対するものとは異なる。政務活動費とは別に考えなければいけない。</p> <p>例えば、地区の敬老会に出席要請があると理解していいのか、出席要請のある場面はさまざまにある。</p>
	柳委員（副議長）	<p>地区の敬老会とか運動会は別の話として、最低限、例えば公民館の開館式の出席要請がある。まず、そこを考えるべきだ。地区の祭や行事は、個人的な活動で論外といわれる方もあると思う。議会事務局を通じて出席要求が来るものがある。小体連の記録会もしか</p>

		り。あれも支給対象になるべきだと思うけれど、今後の議論にしてほしい。
	寺垣副委員長	出席要求があつて出席するけれど、そのついでに議会だよりの写真を撮ってこいということがある。それはどういう扱いになるか聞いてみたい。
	足立議長	議長として各課から案内があつた場合は、公用車で送ってくれる、迎えに来てくれる。議長としてはそういう対応をしてくれるので何も言わない。議長・副議長の立場以外の一般の議員の立場で、そういう対応ができればいいと思うことが多々ある。 地区の敬老会や運動会のことは言っていないし、言ってもらっては困る。それは常識外だ。
	田中委員長	今までの議論を踏まえて、ほかのご意見はないか。川口委員。
	川口委員	私も町職員の現職のころに、議員さん方に町の行事としていろいろな案内をさせてもらった。 社会福祉協議会でいえば、ふれあい福祉大会や合同慰霊祭など、社会福祉協議会の主催とはなっているが町を挙げての行事だと思う。今まで参加したものの中では、そういうものについては、公務として扱ってもいいのではないかと思う。 ほかにもいろいろな団体があつて、年間を通せばかなりの数の行事がある。町が扱う行事は公務としていいのではないかと思う。
	田中委員長	先ほど副議長から話があつた、議会を通して議員に出席要請のあつたものは、一つの基準だと思う。 実際に交通費を支給するかしないかについては、町内か町外かの区別はしないといけないと思う。 宮本委員。
	宮本委員	公的な社協や町の主催、近隣自治体の主催であれば、交通費を支給すべきではないかと思う。
	田中委員長	職員は、町内の交通費はどうなっているか。
	鈴木議会事務局 局長	公費を支給する場合、議員は自宅から役場までの交通費が支給される。この特別委員会を開く場合、自宅から役場までの交通費と日当2600円が支給される。しかし職員の場合は、役場に出てくるのは勤務なので通勤手当が支給されている。市内に移動する場合は原則公用車を利用するので費用はかからないが、JRで鳥取駅まで行く場合は交通費が支給される。
	宮本委員	私が言うのは、公費が出る、出ないの、内容のすみ分けだ。例えば小学校・中学校の卒業式、入学式など、年間にいろいろな行事がある。
	鈴木議会事務局 局長	地方自治法に規定された事業のみだ。議会の定例会、臨時会の会議、付随する委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会。 全員協議会は、協議・調整の場として会議規則に規定をした会議であれば正規の会議として位置づけられる。それと、議員派遣の手続きがなされたものが公務として認められる。それ以外のは公務とはみなされない。 10月20日に、先ほど言われた福祉大会の案内が来ていると思

		う。それ以外にもいろいろな性格の行事がある。先日も小体連の運動記録会があった。福祉大会と同じ性格の案内かどうかということもある。
	田中委員長	案内は、直接議員に届くわけで、議会事務局に来るわけではない。
	鈴木議会事務局長	議会事務局には来ない。議会事務局へは、議長に対して、議会の代表者として来賓あいさつなどとあわせて出席の依頼がある。議会事務局としては、そういう議長に対するものを扱っている。 ちなみに議長の場合は、議会の代表者としての公務としてみなされる。
	田中委員長	それ以外に、広げてはどうかという提起だ。 杉村委員。
	杉村委員	委員長から、広げてはどうかという姿勢のようだが、私は広げるべきではないと思う。仮にその活動をするにしても、町内での政治活動になると思うが、そういうことに公費をつぎ込むべきではないと思う。
	田中委員長	町内、町外の区別がある。公務として定めたもの以外に、公務性を強く帯びたものと判断できるものもあると思う。具体的な適用事例がたくさんあるかどうか分からないけれど、町外に出ていく必要がある場合もある。公務であれば町内でも、自宅から役場までの交通費が支給される。今、議論の対象になっているのは、公務ではないけれど、公務性が極めて強いと認められる事柄については、交通費を支給対象にしようではないかということだ。 この場合は公務ではないので、町内は区別されると私は考えている。そういう理解はできないか。
	杉村委員	ちょっと、理解できない。
	田中委員長	今は、議会への出席などは公務ということで、町内であっても交通費の対象になっている。今、広げようと議論しているのは、公務外の中でも公務性が強いものについて、交通費を支給しようということだ。その場合は、町内は支給しないという考え方もあるのではないか。
	杉村委員	結局、例えば福祉大会の出席には、今までどおり、公費を支給しなくていいということか。
	田中委員長	現実的には、町内は今までどおりでいいが、町外は今までどおりではない。局長が説明したように、議員派遣の議決をしたものは、明らかに公務だ。そうではない活動について議論している。具体的にどういうものがあるかは思いつかない。 澤委員。
	澤委員	議長名で議員に招集が掛かったりする公務以外は、個人的には自由参加だと思う。各種団体名で案内があっても自由参加という捉え方で私は理解している。私自身はそれで構わないと思って、これまでやってきた。交通費が出るから出席するという考えはしていない。
	柳委員（副議	議会の活動において、自由参加という言葉は相応しくない。出席

	長)	<p>しなければいけないが、どうしても所要のために出席できないというのが通例の断り文句だ。出席要求があっているものに自由参加というのは厳に慎むべき言葉だ。</p> <p>公務とみなされるのは法定の会議だけということだ。議員に出席要求があって出席した時に、もし事故があっても、公務でない出席であれば公務災害にならない。問題はそこだ。柳議員に対して出席要請があれば、柳個人で出席しているのではない、柳議員として出席している。そこで事故があった場合にそれでいいのかということも議論してほしい。</p>
	田中委員長	<p>自由参加の言葉の適・不適は別にして、個人判断で出席したり出席しなかったりすればいいということと、公務性が高くて交通費の支給対象にすべきだということとはちょっと問題が違うと私は思う。</p> <p>議会を通しての出席要請と、議会を通さずに直接議員個人に要請が来るものというだけの仕分けであれば、議会を通すだけでいいのかということにもなる。実際問題として、町内で行われることだから、それには交通費を出さないということにすれば、結果的に現状と変わらない。</p> <p>県が主催する講演会やジオパークのシンポジウムで豊岡に行ったことがあるが、議員派遣にした記憶がない。めったに町外でそういうことはないが、実際にはあった。今の議論からすると公費支給の対象になってくる。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>要は、議員派遣にするかしないかの判断だと思う。今、議員派遣させてもらっているのは、県の議長会や東部の議長会の研修会に岩美町議会としてみんなが参加しようということで、議員派遣している。人権関係の研修会、アカデミーの議員研修会など、議員としての資質向上のための研修会に議員派遣をしている。他の自治体から交流会の参加案内があって、岩美町議会として何々議員に参加してくれと議決する場合もある。その他に例えば、災害が発生したときに、何々議員に現地の調査を依頼する場合、議会を開いて議決する時間的余裕がないときは閉会中でも議長の判断で議員派遣できることになっている。</p> <p>先ほどのジオパークとか以前の市町村合併などでシンポジウムのようなものもあったと思うが、そういう大きな課題について岩美町議会の議員としても参加して情報を仕入れてこようということになれば、本会議での議決は取ってないけれども、何かしらの形で合意を取って議員派遣をすることは可能だと思う。閉会中の議長判断でできるかもしれないが、議長単独で判断するのではなく、例えば議運で了解を取って、最終的に議長判断での議員派遣はできると思う。</p>
	足立議長	<p>賛否両論あるようだ。来る要請文書も直接出される団体もあれば、事務局経由でされるものもまちまちだ。作業は各団体や各課でされると思うが、議会の議員に出すときには、事務局経由で出してもらえれば、今の部分でもう少し議長の判断を活用できるのではないかと思う。作業はそれぞれの団体や課ですればいいが、事務局を</p>

		通してもらうことを徹底するのも一つの方法かもしれない。
	田中委員長	今日出た意見を整理して、文書にして皆さんに示したいと思う。結論はその上で出していきたい。
	柳委員（副議長）	政務活動費の議論はいつ頃になるだろうか。杉村委員からも、栗山町議会の政務活動費に関する資料を踏まえた発言だったと思う。例えば今の岩美町議会の事務局体制で、政務活動費の制度が取れるのかという問題がある。栗山はたぶん何十年もかけて議論して平成14年に条例を制定されたと思う。岩美町議会が政務活動費を入れるとなると、事務局体制を含めてもっともっと議論しなければいけない。今、議論したことは、政務活動費の交付条件の中で処理できる事項がたくさんあると思うので、本当は政務活動費もセットである程度議論すべきだと思う。
	田中委員長	東部町議会議長会から、議員報酬について検討してほしいという要請事項がある。その中で併せて議論することになると思う。ずいぶん先の話ではないと思う。 しばらく休憩する。
休憩		休憩 午前11時25分～午前11時35分
(2) 議会の公開について ① 会議の放送	田中委員長	再開する。 議会の公開についてだ。会議の放送と、議会報告会についてだ。 最初に会議の放送について、私が出した文書に書いている経費の問題とか、体制、費用を含めて執行部と詰めていくことは、前回9月3日の議論の中で出された宿題だ。今日は担当も課長も不在なので、回答とそれを踏まえた議論は次回に回したい。これは生放送も録画も、両方のことだ。執行部と詰める作業を局長も含めて正副議長と正副委員長で行いたい。よろしいか、皆さんに提起したい。
		（「はい」の声）
	田中委員長	次に一般質問だ。これは、杉村議員から技術的に可能なら9月議会からしてはどうかと提起があったが、技術的に可能ということは一度確かめられたけれど、1回にとどまらずもう少し検証を重ねて12月議会からとしてはどうかという意見もあった。繰り返しの検証もそうだし、1チャンネルしかない中で、どう扱うかということがある。生放送については、局長に聞き取りをしてもらって、「議会のライブ動画（生放送）の実施例」を皆さんに配布している。岩美町で行うことも想定して、執行部とも詰めた議論の中で、もっと実態を聞かないといけない場面があるかもしれない。これも執行部と詰めていきたいものに入れたい。 提案だけれど、今できることは、一般質問の録画放送をしているものを、12月議会の一般質問から岩美町チャンネルで放送している録画をネットでユーチューブにアップすれば、繰り返し見えることになる。これを行ってはどうかと思う。このことから取り掛かってはどうかと思うけれど、どうだろうか。杉村委員。
	杉村委員	12月議会から一般質問の録画をユーチューブでというのはそれでいいと思うけれど、今ある録画をユーチューブに上げるのはそれほど面倒ではないと思うので、それも含めて検討してはどうか。

	田中委員長	以前の録画については書いていないが、そういう問題意識も持って提起しているところだ。 これの経費はおそらくそれほど問題にはならないと思う。
	足立議長	それに反対するものではないが、「ここから先にこうしたい」という考え方でないと、過去にさかのぼって物事をするかしないかは、いろいろな問題があると私は見ている。それを皆さんが了解した上でなければ、過去にさかのぼって進めることは問題があると思う。
	田中委員長	今の議長の問題提起も含めて、ご意見を頂きたい。宮本委員。
	宮本委員	これから何をすべきかを論点に議論しているのだから、これから先のことについて話をしていると認識している。 私は、ユーチューブというものが引掛かる。ユーチューブではなくて、岩美町の公式ホームページに議会のリンク先があって、その議会から入っていく経路であればいい。よくあるのは、何々議会の何々定例会などとユーチューブに張ってある、入り方がちょっと気になる。
	田中委員長	入り方は検索しても入れるけれど、町のホームページから議会に入って、議会からユーチューブに入る。ユーチューブのほかにもニコニコ動画というのもある。いずれにしても、検索結果からユーチューブに入ることも、岩美町のホームページから入ることもできる。
	宮本委員	湯梨浜もそうか。
	鈴木議会事務局長	私も詳しく分からないが、ユーチューブとかニコニコ動画とか、動画を見るサイトがあって、それをホームページにリンクを張り付ける方法が一般的だと思っている。入り口は町のホームページからも入れるし、直接ユーチューブのサイトを開いて、そこから岩美町議会を検索することもできる。
	宮本委員	ユーチューブを利用しないと、そういうネット放送はできないかということを知っている。
	鈴木議会事務局長	ユーチューブ以外にもいろいろな動画サイトはある。私は技術的なことは分からないが、生配信するためにはユーチューブのほかに別のサイトを通す必要があって、そちらは有料になると聞いた。 ユーチューブはIDを登録するだけでいいらしい。
	宮本委員	何か、軽い感じがする。
	鈴木議会事務局長	ユーチューブだと、動画が止まったりすることがあると説明した町もある。北栄町は、配信元のパソコンの性能の問題があるのか、絵が出なくて音だけになっているらしい。
	足立議長	議論する前に、本当は、今日は担当の総務課がおるべきだ。肝心なことは、いくら良いことを言っても、費用は大丈夫かということだ。
	田中委員長	今、提案している範囲では大丈夫だ。もちろん人の体制の問題はある。
	足立議長	それも費用だ。
	田中委員長	どういうことが可能なのか、可能であればいくらかかるのか、そ

		ういうことも含めて詰めていきたい。
	足立議長	なぜ、総務課がないのか。
	田中委員長	確かめていないが出張だ。録画をユーチューブでするのは、経費はかからないと判断している。
	宮本委員	メリット、デメリットがある。
	柳委員（副議長）	ユーチューブであっても、今の時代に合わせて生放送するのはいいけれど、議長が言われているのは、一回やってしまうと、もう元には戻らないから、やる前にきちんと合わせて、経費がいくらかかるということ、スタッフも含めて前回からの宿題がある。やる以上は、年間にこれだけ経費がかかって、止めることはできないということを明らかにしておかないといけない。
	田中委員長	やる方向になれば当然実務的に詰めていかなければいけない。議会としてはやりたいということで詰めていく。ユーチューブにアップするという事についていうと、共産党もしているが、お金はかかっていない。
	杉村委員	お金がかかるかかからないかは、委員長が説明するのではなく、執行部が説明することだ。
	田中委員長	ちゃんと執行部と詰めていく。 提案している12月議会の一般質問から録画をインターネットにアップすることについては、どう思われるか。
	足立議長	体制、費用ということであれば、体制つまり人も費用のうちだ。それが分からないと判断できない。本当に大丈夫か。今、ここで決めてはいけない。
	田中委員長	いいと思う。議会としてはやりたいということを決めて、そういう立場で執行部と話をしていく。ただし録画だ。今、現に放映するもの、12月議会なら12月議会の岩美町チャンネルで放映するそのものをアップする。
	足立議長	いい機会だから言わせてほしい。病院の（件で町長がいない）ことにしてもしかり、この場に（執行部が）出張でいないこともしかり、何か「え〜？」と感じている。私はそういう部分を「大丈夫か？」と、あえて言っている。希望を出せば、要請だから何とかするだろうというのもそうだけれど、なぜいないのか。本来なら分かる人を、誰か出させないといけないと思う。 これからはそういうことを、議会側として大切ではないかなと思う。
	田中委員長	ありがたい忠告だ。 そういう方向で、執行部と話を詰めていってよろしいか。 升井委員。
	升井委員	議会はやりたいと言われたが、私自身はどうかというと、かなり前向きではない。個人的なことだが、皆さんは完璧にされているけれど、私自身は練れていない未熟なものをそのまま出すのは危険だと思う。あまり乗り気になれない。 皆さんの意見が多いほうに従う。
	田中委員長	柳委員。

	柳委員（副議長）	<p>岩美町チャンネルなら岩美町全域で、自分が岩美町議会に立候補された方なので、それは自分で責任を取られる。ユーチューブになれば世界中に広がる。</p> <p>今の時間は、それぞれ思われることを言えばいいと思う。</p> <p>例えば、録画データをもらえれば、ユーチューブに上げたい人は自分で上げればいい。そこから始めるのも一つの方法だと思う。</p>
	田中委員長	杉村委員。
	杉村委員	<p>自分の一般質問の録画データを自分のホームページに上げたいので、行政にそのデータをもらえないかと申し出ても、そういうことには出せないという町の判断がある。今日、行政がこの席にいないので、後で確認されてもいい。</p>
	柳委員（副議長）	<p>手段として、今の提案をそのまま通すのではなく、升井委員の意見や柳の意見も考慮して、さまざまな議論の中から選択できる余地があってもいいと思う。皆さんの意見が一致した段階で、その方法に統一すればいいと思う。</p> <p>現時点では録画データを貸してもらえないかもしれないが、議会で貸してほしいということになれば貸してもらえるかもしれない。ある程度の選択肢を持つておくべきだと思う。</p>
	杉村委員	<p>体制や費用をよく聞かせていただいた上でなければ、録画放送とかユーチューブとかネット放送とかの、いろいろな選択肢を判断できない。「こういう方向でいこう」と言われても「はい、いこう」とは言いにくいと思う。</p>
	田中委員長	<p>今、二つある。一つは体制、経費の問題。もう一つは、率直なところ放映されることに自信がないということ。</p> <p>体制、経費の問題は執行部と詰めればはっきりする。</p> <p>まだ自信ないというものは、いつになれば・・・</p>
	杉村委員	<p>升井委員の気持ちも分からないわけではないが、既に、誰でも見ていい公開を原則とする議場での一般質問であり、発言であり、本会議である。つまり、現在でも録画放送されているし、議事録として誰でもいつでも読める状態になっている本会議である。これを、今の時代に合わせて動画でも見えるようにするということが、どこの議会でもそういう方向できている。心情は理解できるが、既に公開されているということをご理解いただきたい。</p>
	田中委員長	吉田委員。
	吉田委員	<p>なぜ、町外に向けて我々の地域の人間以外にそういうふうに出さなければいけないのか、私はすごく疑問に思う。</p>
	田中委員長	<p>インターネット放映するというのは、その人が見たい、聞きたい時に見える、聞けるという手段として、これしかない。それは岩美町だけに限られない。</p>
	吉田委員	<p>それは自分の方針であって、議会の方針に沿うものかどうかは別問題ではないか。</p>
	田中委員長	<p>これは提案である。なぜネットですかといえば、岩美町チャンネルだとチャンネルで放映している時間でしか見えない。</p>
	吉田委員	<p>それでいいじゃないか。</p>

	田中委員長	<p>ネットであれば、自分の見たい時、聞きたい時に見たり聞いたりできる。議会をより公開してよりよく知ってもらおうと思えば、その機会をどれだけ我々が町民の皆さんに提供するかという話だ。その立場から提案している。</p> <p>全世界に知らしめようとしているわけではない。</p>
	吉田委員	<p>見たい人は、録画予約をしてきちんと見ておられる。それでいいのではないかと思う。</p>
	柳委員（副議長）	<p>結論に至るまでに、まだ時間が必要だと思う。あと1回でも、2回でも議論が必要だ。例えば、一般質問をした6人のうち、希望で上げる人と上げない人があってもいいと思う。または、ケーブルテレビのデータを借りて自己発信するのもいい。</p> <p>結論ありきのようなところがあって、「もう、これでいくぞ」というように受け取られている。</p>
	田中委員長	<p>私は、そういう気持ちだ。</p>
	柳委員（副議長）	<p>もう少し選択の余地を残すべきだと思う。今の社会情勢で、ネットで「いつでも、どこでも」というのは分かるけれども、放映される側の気持ちも今後どうなるか分からないが、今時点で不安を持っているわけだから、もう少し含みを持った議論が必要ではないか。</p>
	田中委員長	<p>押し付けるつもりはない。なぜするかという質問に対して説明したまでだ。</p>
	吉田委員	<p>「議会を良くしようと思ってそうするんだ」と言われたら、それまでだ。</p>
	田中委員長	<p>そういう不安があるということなので、今日、多数決で決めようとは思わない。なぜ、こういう提案をしているかということは、認識しておいていただきたい。森田委員。</p>
	森田委員	<p>私もたくさんの方から一般質問を見損ねたと言われたり、いつあるかと聞かれたりすることもある。見たいけれど時間がなくて見えなかったという方も結構ある。岩美町チャンネルで放送されているけれど、私自身のPRが不足していることも実感している。議員自ら「見てください」と発信することが、まずは大事ではないか。</p> <p>ユーチューブにアップすること自体には反対ではないが、町民がそれを見るかどうかには疑問に思う。もっと議員が共通認識をもって発信していくことが必要ではないか。</p>
	田中委員長	<p>橋本委員。</p>
	橋本委員	<p>岩美町チャンネルで一般質問を放送されるのは、その直後の二日間限定されているので、確かに見逃すことはあると思う。まずは、そのあたりの改善をして、見逃してもある一定期間は週末にするとかから取り組んだほうがいいと思う。</p> <p>ネットで動画を見るのは、お年寄りには大変に難しい作業になると思う。動画配信しているから、自分たちの義務を果たしているという議論は違うのではないか。</p> <p>ユーチューブに出してしまうと、ダウンロードもできるし、プロテクトを掛けてもソフトがあれば録画もできるので、それをもって悪意のある編集をされて、言葉の切り取りをして再配信されることも</p>

		<p>あり得る。そこの技術的な対応をどうするかという問題もある。ネットでの配信は良くないと思っている。</p> <p>岩美町チャンネルで、もう少し皆さんが見やすい時間帯や回数を考えることを先行したほうがいいと思う。</p>
②議会報告会	田中委員長	<p>今、いろいろ議論があったので、今日のところは、提案したということで終わりたい。</p> <p>議会報告会について、10月11日に東部議長会の研修会がある。若桜町が議会報告会を中心にした報告をと思う。若桜町の副議長が報告されるので、その中から岩美町議会として取り組む場合のイメージをつかんでいただいて、どんどん質問していただいて勉強の機会にしたいと思う。</p> <p>全国の状況を見ると、議会報告会はさまざまな形でやっている。あるところでは、議会の報告を初めてしたら、「報告はいいから我々の意見を聞いてくれ」という意見が出て、2年目からは意見交換会に切り替えて、その後継続して取り組んでいるところもある。</p> <p>我々としては、11月前半に両常任委員会の行政事務調査がある。これを機会に事前に予習を含めて意見交換会などに取り組むことからやってはどうか。前回は副委員長と議論して、こういう意見を紹介した。ぜひ、両委員長はそういう努力をしていただきたい。</p> <p>議会報告会そのものについては、若桜町議会のケースをしっかり学ぶことにしたいが、よろしいか。</p>
		(「はい」の声)
(3)新提案について ①議員必携の勉強会	田中委員長	<p>3番目に、新しい提案ということだ。4点ある。一つは、議員必携の勉強会を前から思っていた。きっかけは、この前の決算審査のときに自分たちが関わったものではない予算に対する決算なので、どういうふうに審査に取り組めばいいか分からないという意見があった。議員必携のこういうところをと紹介した。主に1期目の議員を対象に、議員必携の勉強会を行うことを始めてはどうか。日程が取れるかどうか分からないが、私の思いとしては、この10月から始めて2月までにこの1冊をやり切りたい。5回から6回くらいの勉強会になる。よそから講師を呼ぶのではなくて、我々自身でやろうと考えている。議長、副議長、常任委員長辺りが講師・助言者として、講義ができれば講義をしてもいいし、読み合わせをして議論してもいいし、やり方は人それぞれでいいと思う。議長、副議長、委員長の5人で、3月議会までに通りやりたいと思うけれど、どうだろうか。</p>
		(「結構だ」の声)
	田中委員長	2期目以降の方も、希望されれば参加していただいて結構だ。
	宮本委員	議会活動か、議員活動か。
	田中委員長	まあいいだ。町内だから。
	鈴木議会事務局長	議会活動か、議員活動かによって公費支給が変わる。
	足立議長	議会活動ですればいい。
	田中委員長	議会活動だ。どうだろうか。

		(「賛成だ」の声)
② 質疑の回数制限		では、やろう。あとで1期目の人で日程を決めよう。 2、3、4番目は議会の議論をもっと活発にする上で思っていることだ。できれば12月議会から取り組みたい。一つは、本会議での質疑の回数制限をなくするということだ。一般質問の時間を延長しろとは言っていない。質疑の回数制限を、今は3回となっている。
	足立議長	議会だけで要望、要求できるのか。話し合うべき問題になってくる。
② 質疑の回数制限 ③ 町長の反問権 ④ 説明資料の充実	田中委員長	回数制限はいいと思う。これは執行部側が考える話ではない。 もう一つは、町長の反問権を認めるということだ。反問権といっても、その中身を検討する必要がある。一般的に反問権を認めているところは、おそらく質問の趣旨を確認する程度のもが多いと思う。答弁するに当たって「あなたが言われていることはこういうことですね」と確認するという範囲が多いようだ。それでは議論にならないと思うので、もっと突っ込んだ方がいいのではないかと思う。もちろんこれは、執行部と話し合わないと、勝手に我々だけで決めるわけにはいかないことだ。 もう一つは、長提出議案の説明資料の充実を求めること。議会として、それを執行部に求めるということだ。決算審査のときに、特に「主要な施策の成果」が最近、えらい薄いと思った。だんだん薄くなっている。我々は、あれに縛られる面がある。もっと突っ込んで多岐にわたって出してもらうことは、それを作る職員の勉強にもなると思うし、議会側からいえば、行政と議会が情報を共有する上に立って議論していく必要がある。もっとそれにふさわしい十分な情報にしてほしいと思う。これは議会として、執行部に問題提起して、応じてもらうことが大事ではないかと思っている。 杉村委員。
	杉村委員	質疑の回数制限をなくすることについては、まず先に、要点を的確に行う質疑でなければいけないと思う。そうすれば、そんなに回数をしなくても、今の制限の3回もあれば、要点を的確に質疑すればある程度のやりとりはできてしまうと思う。
	田中委員長	なぜ回数制限をなくしたいかという、今はそんなことはないと思うけれど、質疑の回数は答弁に左右される。いかに的確な質問をしたとしても、答弁による。答弁者は上手にはぐらかすことも可能だ。それも1回になる。その場合は、特に議長が認めて4回目、5回目も可能とする規定を活用することもできる。回数ということであれば、いかに我々が上手に質問しても相手がある。
	足立議長	両方が正論を言っている。
	田中委員長	当然、議員としては的確な質問をすることが当たり前求められる。それを上回る町長であれば3回では済まない。
	足立議長	それは技術だ。
	田中委員長	だからそれでは、やっぱりいけない。
	柳委員(副議)	議員必携を勉強すれば分かってもらえると思うが、提案理由の説

	長)	明があって、質疑があって、討論、採決になるけれど、質疑が質問なのかという部分で、杉村委員の言われたことは8割方正しいと思うが、質疑は簡潔明瞭で的確に、やはり3回の制限以内に納められる技術は持つべきだと思う。これから勉強されると思う。 今日は、これでいくということではなく、持ち越してはどうか。
	田中委員長	こういうことを、これからの議論を活発にするために、政策論議にならなければいけない。そうすると、反問権を認めることも含めて、回数制限はなくてもいいと思っている。これは問題提起で、ここで結論を出そうと思っているものではない。これは考えておいてほしい。 ただ、最初の議員必携の勉強会の件は、今日、同意を得たかったものだ。
4. その他	田中委員長	4のその他、何かあるか。
		(「なし」の声)
① 東部議員研修会報告内容 ② 次回特別委員会開催日 ③ 議員必携勉強会開催日	田中委員長	10月11日に東部議長会の研修会で、岩美町議会の取り組みを発表することになっている。その発表内容を事前に皆さんに諮りたい。メールで送るので意見があれば返してほしい。 次回は、21日月曜日午後1時半とする。 議員必携の勉強会の1回目はいつがいいか。
	橋本委員	23日は駄目。
	田中委員長	2時間では済まないと思う。午後でどうか。 24日木曜日午後1時半からとする。
5. 閉会	田中委員長	以上で、議会活動の在り方検討特別委員会を終わる。
		閉会 午後0時25分

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会
議会活動の在り方検討特別委員長